

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アレンオーヴェリーシャーマンスターリング法律事務所外国法共同事業 弁護士 伊藤 徳高
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー22階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年5月20日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社資生堂
証券コード	4911
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ノルウェー銀行 (Norges Bank)
住所又は本店所在地	ノルウェー オスロ N-0107 セントラム私書箱1179 バンクプラッセン2 (Bankplassen 2, P.O. Box 1179 Sentrum, N-0107 Oslo, Norway)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー22階 アレンオーヴェリーシャーマンスターリング法律事務所外国法共同事業 弁護士 伊藤 徳高
電話番号	03-4567-3300

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.5
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年9月4日
訂正箇所	第2 提出者に関する事項 1 提出者（大量保有者） / 1 （7）保有株券等の取得資金 取得資金の内訳

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	100,158,224
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	100,158,224

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	97,215,239
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	97,215,239